2026 年 10 月 21 日
投資信託説明書
（請求目論見書）

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け） 愛称 つみたてGGO

追加型投信／内外／株式

1．　この目論見書により行う「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第５条の規定により有価証券届出書を 2026 年 10 月 20 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 10 月 21 日にその届出の効力が生じております。

2．　当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券への投資を通じて内外の株式を投資対象としますので、金融商品等の値動き、為替変動による影響を受けます。したがって、当ファンドの受益権の価額（基準価額）も変動し、投資元本を割り込むことがあります。

3．　当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドをご購入のお客様に帰属します。したがって、元金および利回りのいずれも保証されているものではありません。

4．　当ファンドは、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象でもありません。

アライアンス・バーンスタイン株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

発行者名	アライアンス・バーンスタイン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　阪口　和子
本店の所在の場所	東京都千代田区内幸町二丁目１番６号 日比谷パークフロント
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　　次

第一部【証券情報】・・・

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）

（以下、「当ファンド」または「ベビーファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、１口当たり１円です。

当ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11)　振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込みを受付けた日（以下、「取得申込受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額*とします。

*基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、１万口当たりの価額で表示します。

基準価額は原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「つみＧＧＯ」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：　03-5962-9687　（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：　https://www.alliancebernstein.co.jp

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社がそれぞれ定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4) に記載の照会先にお問い合わせください。）

なお、確定拠出年金法に基づく運用または変額年金保険の特別勘定での運用としてのお申込みの場合は、１円以上１円単位となります。

（７）【申込期間】

2026年10月21日から2027年４月19日までです。

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金を取得申込みされた販売会社に支払うものとします。

払込期日は販売会社が独自に定めますので、販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、アライアンス・バーンスタイン株式会社（委託会社）の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（受託会社）の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（販売会社については、上記(4)に記載の照会先にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は以下のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

① 当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

② 当ファンドをご購入になれるのは、確定拠出年金法に基づく運用および変額年金保険の特別勘定での運用としてお申込みの場合、ならびに少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」を利用してご購入される投資者に限るものとします。

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 当ファンドは、マザーファンド*を通じて、主として日本を含む世界各国の株式に分散投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

＊マザーファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンドです。

② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ 当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・単位型・追加型の区分・・・追加型
一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分・・・内外
目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分・・・株式
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり
一般		（日本含む）	ファンド	（　）
大型株	年２回	日本		
中小型株		北米	ファンド・	なし
債券	年４回	欧州	オブ・	
一般		アジア	ファンズ	
公債	年６回（隔月）	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回（毎月）	アフリカ		
クレジット属性　（　）		中近東（中東）		
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産				
（投資信託証券（株式　一般））	その他（　）			
資産複合　（　）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分・・・その他資産（投資信託証券（株式　一般））
　目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式（一般）に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式（一般）へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株式一般））」に分類されます。
・決算頻度による属性区分・・・年１回
　目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
・投資対象地域による属性区分・・・グローバル(日本含む)
　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・投資形態による属性区分・・・ファミリーファンド
　目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
・為替ヘッジによる属性区分・・・為替ヘッジなし
　目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
※為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のインターネットホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

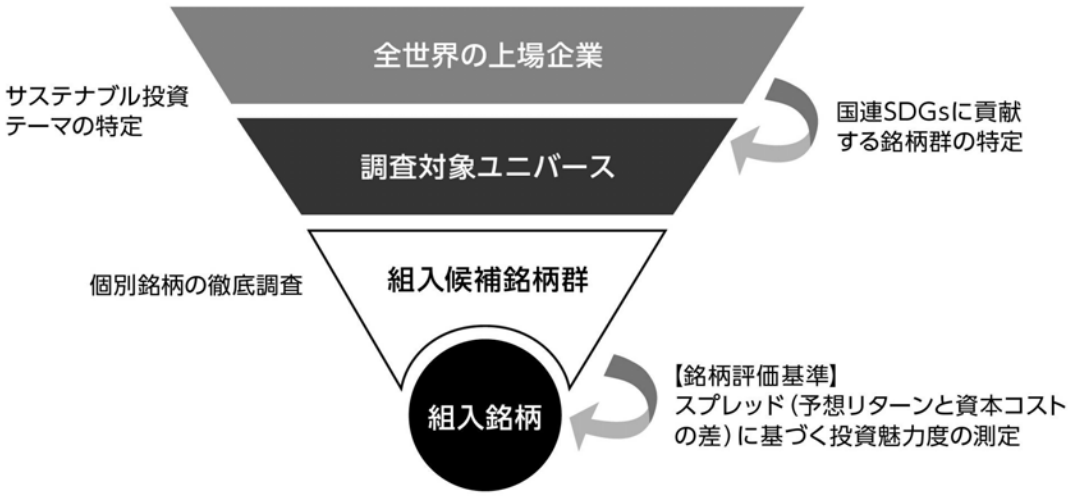
④　ファンドの特色

ａ．マザーファンドを通じて、主として日本を含む世界各国の株式に分散投資します。

ｂ．成長の可能性が高いと判断されるセクターにおいて、環境や社会志向等の持続可能な成長が見込まれるサステナブル投資テーマに基づき、魅力的な銘柄に投資するアクティブ運用を行います。

■運用にあたっては、各産業に精通したアナリストによる徹底的な企業調査を実施します。予想リターンと独自に算出する資本コストの差（スプレッド）に基づき、銘柄選定を行います。

＜運用プロセス＞



個別銘柄のリサーチ

■各産業に精通した経験豊富なアナリストが徹底した調査を行い、企業の成長性や競争力等を精査します。また、独自の資本コスト算出にあたり、ＥＳＧ（環境、社会、企業統治（ガバナンス）評価）についても考慮します。

■各アナリストは、セクター毎に、グローバルに連携をとりながら銘柄を分析しています。

ポートフォリオ構築

■運用チームがアナリストの調査を基に、現在および将来の投資環境を考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

●持続的に成長が期待されるセクターやテーマを選定します。

●高い利益成長もしくは持続的な利益成長の可能性が高いと判断される企業を発掘します。企業の将来の成長性を重視します。

■セクター配分、国別配分などポートフォリオ全体のリスク管理は運用チームが行います。



※上記の内容は、今後変更する場合があります。

ｃ．運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。

■運用指図に関する権限委託：株式等の運用

■委託先（投資顧問会社）：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

※マザーファンドについては、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投資顧問会社）が自ら運用の指図を行うほか、副投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を再委託します。

ｄ．ＭＳＣＩワールド・インデックス（配当金込み、円ベース）＊をベンチマークとします。

＊ ＭＳＣＩワールド・インデックスとは、ＭＳＣＩ Ｉｎｃ．が世界の先進国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。ＭＳＣＩワールド・インデックス（配当金込み、円ベース）は、ＭＳＣＩワールド・インデックス（配当金込み、米ドルベース）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※ ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

ｅ．実質外貨建資産＊については、原則として為替ヘッジを行いません。

＊ 当ファンドの信託財産に属する外貨建資産と、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした資産を合わせた資産のことをいいます。

ｆ．当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2001年10月５日　関東財務局長に有価証券届出書を提出。以後、継続して有価証券届出書を提出し、継続して募集を行っています。

2001年11月26日　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

2007年４月27日　ファンド名称を変更。

変更前：アライアンス・グローバル・グロース・オポチュニティーズ［Ｉ］

変更後：アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）

2021年11月２日　決算日を７月31日から７月20日に変更。

2023年10月20日　ファンド名称を変更し、愛称を追加。

変更前：アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）

変更後：アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）

愛称　つみたてＧＧＯ

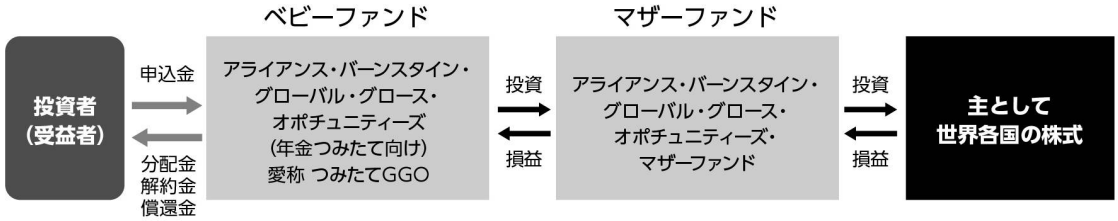
（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

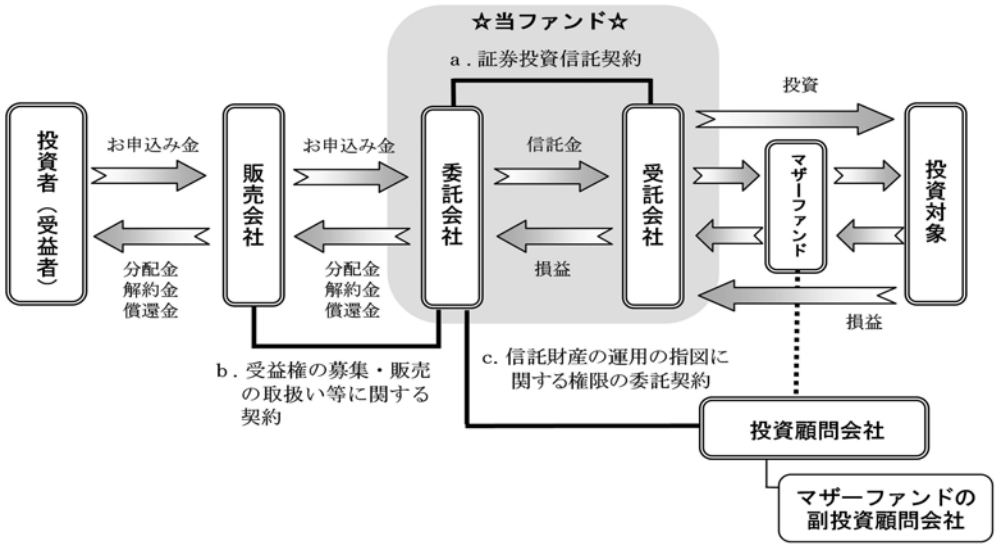
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

（ファンドの仕組み）



※ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。
※マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。
※ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合もあります。
※新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。



＜販売会社＞

・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

＜委託会社＞

アライアンス・バーンスタイン株式会社

・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

＜受託会社＞

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社）

株式会社日本カストディ銀行

・信託財産の管理業務等を行います。

＜投資顧問会社＞

（当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

（マザーファンドの副投資顧問会社）

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

・当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

マザーファンドについては、投資顧問会社が自ら運用を行うほかに、副投資顧問会社に運用の指図に関する権限の一部を再委託します。

② 関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c．当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。また、投資顧問会社と副投資顧問会社の間において、信託財産の運用の指図に関する権限の一部を再委託する契約を締結しております。

③ 委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2026年７月末現在）

b．委託会社の沿革

1996年10月28日　アライアンス・キャピタル投信株式会社　設立。

2000年１月１日　商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年１月１日　アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年４月３日　商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年４月１日　アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c．大株主の状況

（2026年７月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市コマース・ストリート501	32,600株	100％

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①　基本方針

当ファンドは、マザーファンドを通じて、主として日本を含む世界各国の株式に分散投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

②　運用態度

ａ．主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券に投資します。

ｂ．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。

ｃ．信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

ｄ．信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

ｅ．信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

ｆ．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

ｇ．信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）に係る行使可能株式数、新株引受権証券の引受権行使可能株式数および新株予約権証券の予約権行使可能株式数等の範囲内での売付け（買戻しによる決済も可能。）に限り行うことができます。

（２）【投資対象】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ｃ．金銭債権

ｄ．約束手形

②　有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

ａ．株券または新株引受権証書

ｂ．国債証券

ｃ．地方債証券

ｄ．特別の法律により法人の発行する債券

ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ｆ．コマーシャル・ペーパー

ｇ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ｈ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ｉ．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券

ｊ．投資証券または外国投資証券

ｋ．外国貸付債権信託受益証券

ｌ．預託証書

ｍ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ｎ．指定金銭信託の受益証券

ｏ．抵当証券

ｐ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ｑ．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なおａ．の証券または証書、ｈ．ならびにｌ．の証券または証書のうちａ．の証券または証書の性質を有するものおよびj.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、ｂ．からｅ．までの証券およびｈ．ならびにｌ．の証券または証書のうちｂ．からｅ．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｉ．の証券およびｊ．の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

ｆ．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④　金融商品の運用指図

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記③のａ．からｄ．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（３）【運用体制】

①　ファンドの運用体制

委託会社は当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の一部をアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

※マザーファンドについては、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投資顧問会社）が自ら運用の指図を行うほか、副投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を再委託します。

②　内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

・リーガル・コンプライアンス本部は、信託約款、法令、コンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
・運用関連部門から独立した管理担当部署は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は投信戦略委員会に報告されます。

③　委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社の運用関連部門から独立した管理担当部署が、社内規程に従い、運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、運用委託先の適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

毎決算時（原則として、毎年７月20日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

ａ．分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ｂ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

ｃ．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

（収益分配金に関する留意事項）

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

② 収益の分配方式

ａ．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（イ）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までの日からお支払いします。

なお、分配金再投資（累積投資）コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

① 信託約款に定める投資制限

ａ．株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

ｂ．投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、内外の証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、内外の証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでありません。

（ロ）上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ｃ．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の20％を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

ｄ．投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人が発行する邦貨建公社債およびわが国の法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに株主割当もしくは社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

ｅ．投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の５％を超えることとなる投資の指図をしません。

ｆ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｇ．未登録・未上場の株式等への投資割合

未登録・未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの実質合計額が信託財産の純資産総額の15％以内とします。

ｈ．同一銘柄への投資割合

（イ）委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10％を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の５％を超えることとなる投資の指図をしません。

（ハ）委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10％を超えることとなる投資の指図をしません。

ｉ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

（ｉ）取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

（ⅱ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象　③金融商品の指図範囲ａ．からｄ．」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（ⅲ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本ｉ．で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ｉ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

（ⅱ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

（ⅲ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本ｉ．で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（ハ）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

（ｉ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象　③金融商品の指図範囲ａ．からｄ．」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ⅱ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象　③金融商品の指図範囲ａ．からｄ．」に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（ⅲ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本ｉ．で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｊ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（ホ）スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

（ヘ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ヘ）上記（ホ）においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ト）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

（チ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．デリバティブ取引等に係る投資制限

（イ）デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（ロ）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（ハ）委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

m．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令により禁止または制限される取引等

a．同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50％を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

③　その他信託約款に定める取引の方法と条件

ａ．信用取引の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）委託会社が行う信用取引の指図は、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなるときは、これを行うことはできません。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ｂ．外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ｃ．有価証券貸付けの指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けの指図をすることができます。

（ｉ）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

（ⅱ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

（ロ）上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ｄ．有価証券売却等の指図

委託会社は、マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

ｅ．再投資の指図

委託会社は、上記ｄ．の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

ｆ．資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

（参考）マザーファンドの投資方針等

（アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド）

①　基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

②　運用方法

ａ．投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

ｂ．運用態度

（イ）世界各国の株式の中から成長の可能性が高いと判断される「産業セクター」を選定します。

（ロ）当該「産業セクター」の中からグローバルな視点で調査・分析し、成長性の高いと思われる銘柄に投資するアクティブ運用を行います。

（ハ）常に３ヵ国以上の国に分散投資します。

（ニ）外貨建資産に対する為替ヘッジは、行いません。ただし、資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（ホ）信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

（ヘ）信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（ト）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

（チ）信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）に係る行使可能株式数、新株引受権証券の引受権行使可能株式数および新株予約権証券の予約権行使可能株式数等の範囲内での売付け（買戻しによる決済も可能。）に限り行うことができます。

ｃ．主な投資制限

（イ）株式への投資割合については、制限を設けません。

（ロ）外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。

（ハ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。

（ニ）未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資割合については、それらの合計額が純資産総額の15％以内とします。

（ホ）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

（ヘ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

（ト）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

（チ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

（リ）デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（ヌ）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（ル）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

② 為替変動リスク

実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

③ 信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

④ カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング・マーケット（新興国市場）は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の金融・証券市場に比べカントリー・リスクが高くなります。

⑤ 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

⑥ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑦　インデックスの下落に伴うリスク

当ファンドは、ＭＳＣＩワールド・インデックス（配当金込み、円ベース）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

⑧　一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

①　当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②　当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

①　投資顧問会社におけるリスク管理

運用チームが常時、ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。運用にあたってはアナリストがレーティングを「買い」とした銘柄を中心に組入れていますが、各アナリストのレーティング結果は全社的にモニターし、評価しています。

②　委託会社におけるリスク管理

ａ．運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用関連部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款、法令、コンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

ｂ．パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、運用関連部門から独立した管理担当部署においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は投信戦略委員会に報告されます。

また、ファンドのパフォーマンス分析結果についても同委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

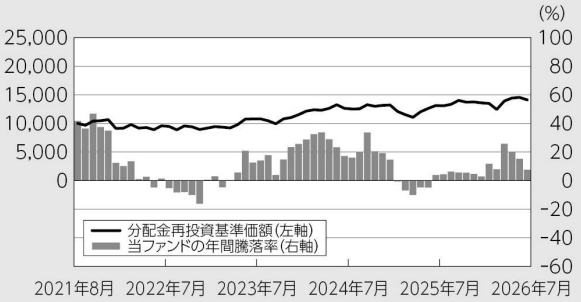
ｃ．流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

<参考情報>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

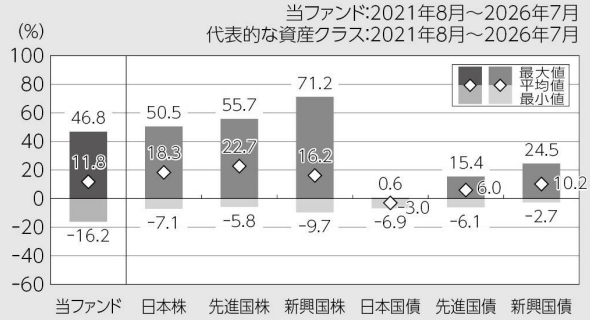


※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2021年8月末の基準価額を10,000として指数化しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)
先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■ TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

■ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

■ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

■ NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

■ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

■ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年率1.595％（税抜1.45％）。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.70％	委託した資金の運用、基準価額の算出、法定書類作成等の対価
販売会社	年率0.70％	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.05％	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

ファンドの信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（ただし、計算期間の最初の６ヵ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。以下同じ。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に対する監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末に、信託財産中から支払われます。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。

③ ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

④ 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

※マザーファンドにおいても、上記②および③に記載されている費用を負担します。

※上記①から④のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。

・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。

※その他の手数料等については、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①　個別元本について

ａ．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

ｂ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

ｄ．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

②　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

ａ．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

ｂ．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

③　個人・法人別の課税の取扱い

ａ．個人の受益者に対する課税

（イ）　収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315％（所得税15.315％および住民税5％）の税率で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315％（所得税15.315％および住民税5％）の税率により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315％（所得税15.315％および住民税5％）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（ロ）　損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ） 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」のご利用について

NISAは、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となる制度です。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、NISAの「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％）の税率で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

c．確定拠出年金に対する課税

確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用に対する税制が適用されます。なお、確定拠出年金法に基づく運用として購入する場合は、NISAの適用対象外です。

d．販売会社の買取りによるご換金に係る課税の取扱いは、販売会社にお問い合わせください。

※ 上記は2026年７月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※ 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

５【運用状況】

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）】

（１）【投資状況】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）

2026年 7月31日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	10,272,549,712	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△4,432,126	△0.04
合計(純資産総額)		10,268,117,586	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2026年 7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド	1,338,146,562	7.7763	10,405,829,111	7.6767	10,272,549,712	100.04

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2026年 7月31日現在

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	100.04
合計		100.04

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）

2026年 7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第15期計算期間末 （2016年 8月 1日）	2,294	2,294	11,519	11,519
第16期計算期間末 （2017年 7月31日）	2,905	2,905	15,342	15,342
第17期計算期間末 （2018年 7月31日）	3,466	3,466	16,992	16,992
第18期計算期間末 （2019年 7月31日）	3,720	3,720	17,794	17,794
第19期計算期間末 （2020年 7月31日）	4,639	4,639	21,066	21,066
第20期計算期間末 （2021年 8月 2日）	7,155	7,155	29,624	29,624
第21期計算期間末 （2022年 7月20日）	7,728	7,728	28,952	28,952
第22期計算期間末 （2023年 7月20日）	8,665	8,665	33,544	33,544
第23期計算期間末 （2024年 7月22日）	10,235	10,235	40,886	40,886
第24期計算期間末 （2025年 7月22日）	10,133	10,133	40,690	40,690
第25期計算期間末 （2026年 7月21日）	10,382	10,382	44,808	44,808
2025年 7月末日	10,187	—	41,111	—
8月末日	10,111	—	40,946	—
9月末日	10,245	—	41,747	—
10月末日	10,732	—	43,916	—
11月末日	10,451	—	42,954	—
12月末日	10,332	—	43,092	—
2026年 1月末日	10,132	—	42,567	—
2月末日	9,985	—	42,250	—
3月末日	9,170	—	38,943	—
4月末日	10,235	—	43,571	—
5月末日	10,541	—	45,214	—
6月末日	10,576	—	45,554	—
7月末日	10,268	—	44,215	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第15期計算期間	2015年 8月 1日～2016年 8月 1日	0
第16期計算期間	2016年 8月 2日～2017年 7月31日	0
第17期計算期間	2017年 8月 1日～2018年 7月31日	0
第18期計算期間	2018年 8月 1日～2019年 7月31日	0
第19期計算期間	2019年 8月 1日～2020年 7月31日	0
第20期計算期間	2020年 8月 1日～2021年 8月 2日	0
第21期計算期間	2021年 8月 3日～2022年 7月20日	0
第22期計算期間	2022年 7月21日～2023年 7月20日	0
第23期計算期間	2023年 7月21日～2024年 7月22日	0
第24期計算期間	2024年 7月23日～2025年 7月22日	0
第25期計算期間	2025年 7月23日～2026年 7月21日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第15期計算期間	2015年 8月 1日～2016年 8月 1日	△21.4
第16期計算期間	2016年 8月 2日～2017年 7月31日	33.2
第17期計算期間	2017年 8月 1日～2018年 7月31日	10.8
第18期計算期間	2018年 8月 1日～2019年 7月31日	4.7
第19期計算期間	2019年 8月 1日～2020年 7月31日	18.4
第20期計算期間	2020年 8月 1日～2021年 8月 2日	40.6
第21期計算期間	2021年 8月 3日～2022年 7月20日	△2.3
第22期計算期間	2022年 7月21日～2023年 7月20日	15.9
第23期計算期間	2023年 7月21日～2024年 7月22日	21.9
第24期計算期間	2024年 7月23日～2025年 7月22日	△0.5
第25期計算期間	2025年 7月23日～2026年 7月21日	10.1

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第15期計算期間	2015年 8月 1日～2016年 8月 1日	402,594,659	456,721,556	1,991,918,815
第16期計算期間	2016年 8月 2日～2017年 7月31日	275,563,440	373,362,904	1,894,119,351
第17期計算期間	2017年 8月 1日～2018年 7月31日	408,914,649	263,031,377	2,040,002,623
第18期計算期間	2018年 8月 1日～2019年 7月31日	336,225,841	285,631,077	2,090,597,387
第19期計算期間	2019年 8月 1日～2020年 7月31日	631,943,892	520,013,812	2,202,527,467
第20期計算期間	2020年 8月 1日～2021年 8月 2日	849,164,800	636,366,290	2,415,325,977
第21期計算期間	2021年 8月 3日～2022年 7月20日	731,781,436	477,783,005	2,669,324,408
第22期計算期間	2022年 7月21日～2023年 7月20日	414,940,567	501,049,550	2,583,215,425
第23期計算期間	2023年 7月21日～2024年 7月22日	296,590,950	376,299,193	2,503,507,182
第24期計算期間	2024年 7月23日～2025年 7月22日	275,747,397	288,776,707	2,490,477,872
第25期計算期間	2025年 7月23日～2026年 7月21日	169,269,382	342,619,219	2,317,128,035

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

（参考）
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

（１）投資状況

2026年 7月31日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,867,956,900	7.17
	アメリカ	13,596,339,339	52.24
	カナダ	277,324,628	1.06
	ブラジル	390,570,421	1.50
	ドイツ	543,619,135	2.08
	イタリア	955,077,114	3.67
	フランス	511,096,660	1.96
	オランダ	729,197,371	2.80
	ベルギー	202,188,249	0.77
	オーストリア	305,546,595	1.17
	フィンランド	307,559,664	1.18
	アイルランド	342,805,876	1.31
	イギリス	1,014,314,797	3.89
	スイス	982,424,533	3.77
	スウェーデン	225,332,522	0.86
	ケイマン	530,258,032	2.03
	香港	515,231,397	1.97
	シンガポール	291,555,900	1.12
	韓国	266,168,697	1.02
	台湾	881,734,771	3.38
	中国	232,719,107	0.89
	インド	296,936,536	1.14
	小計	25,265,958,244	97.09
投資証券	アメリカ	564,648,463	2.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	191,682,377	0.73
合計(純資産総額)		26,022,289,084	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）投資資産

①　投資有価証券の主要銘柄

2026年 7月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	47,760	32,721.82	1,562,794,397	31,346.82	1,497,124,543	5.75
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	24,526	56,544.30	1,386,805,675	53,625.83	1,315,227,234	5.05
3	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	20,707	52,489.54	1,086,901,004	53,588.86	1,109,664,723	4.26
4	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	80,890	11,468.91	927,720,938	10,900.41	881,734,771	3.38
5	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	13,383	57,892.48	774,775,167	58,866.91	787,815,915	3.02
6	アメリカ	株式	ROCKWELL AUTOMATION INC	資本財	8,925	73,723.87	657,985,550	75,700.72	675,628,990	2.59
7	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	10,796	60,777.87	656,157,940	62,333.64	672,954,029	2.58
8	アメリカ	株式	BANK OF NEW YORK	金融サー	23,540	25,273.22	594,931,702	25,085.17	590,505,081	2.26

			MELLON CORP	ビス						
9	アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	24,192	21,951.13	531,041,921	23,889.42	577,932,868	2.22
10	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	—	14,910	39,350.68	586,718,710	37,870.45	564,648,463	2.16
11	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	25,764	19,993.56	515,114,285	20,859.84	537,433,144	2.06
12	ケイマン	株式	SHARKNINJA INC	耐久消費財・アパレル	20,200	24,562.83	496,169,320	26,250.39	530,258,032	2.03
13	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	315,700	1,552.11	490,003,494	1,632.02	515,231,397	1.97
14	フランス	株式	SANOFI SA	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	37,940	14,260.00	541,024,407	13,471.18	511,096,660	1.96
15	アメリカ	株式	CUMMINS INC	資本財	4,920	102,769.18	505,624,412	101,732.54	500,524,124	1.92
16	オランダ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体・半導体製造装置	12,350	42,941.16	530,323,445	39,402.11	486,616,123	1.86
17	スイス	株式	GALDERMA GROUP AG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13,420	34,465.47	462,526,688	35,999.93	483,119,087	1.85
18	日本	株式	日立製作所	電気機器	87,700	4,792.00	420,258,400	5,267.00	461,915,900	1.77
19	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	14,100	30,762.97	433,757,891	32,500.00	458,250,000	1.76
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10,970	39,990.35	438,694,144	41,115.39	451,035,833	1.73
21	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	15,960	26,781.65	427,435,198	27,517.17	439,174,129	1.68
22	イタリア	株式	INTESA SANPAOLO	銀行	353,660	1,173.84	415,142,348	1,205.87	426,468,578	1.63
23	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	29,991	14,143.36	424,173,510	14,132.10	423,836,099	1.62
24	アメリカ	株式	FIFTH THIRD BANCORP	銀行	45,885	9,225.32	423,304,175	9,095.14	417,330,719	1.60
25	アメリカ	株式	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	ヘルスケア機器・サービス	28,480	13,661.20	389,070,976	13,969.78	397,859,403	1.52
26	日本	株式	ダイフク	機械	66,400	6,366.00	422,702,400	5,983.00	397,271,200	1.52
27	ブラジル	株式	CIA SANEAMENTO BASICO DE-ADR	公益事業	444,265	924.13	410,563,057	879.13	390,570,421	1.50
28	アメリカ	株式	VERALTO CORP	商業・専門サービス	25,447	14,971.06	380,968,768	15,221.79	387,348,921	1.48
29	アメリカ	株式	ALLSTATE CORP	保険	9,020	40,621.19	366,403,196	42,651.87	384,719,900	1.47
30	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4,863	64,656.04	314,422,365	72,500.79	352,571,351	1.35

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2026年 7月31日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	電気機器	4.59
		機械	1.52
		化学	1.05
	外国	半導体・半導体製造装置	17.53
		資本財	12.35
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.30
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.53
		銀行	6.64
		金融サービス	5.29
		保険	5.25
		メディア・娯楽	5.05
		ソフトウェア・サービス	3.93
		ヘルスケア機器・サービス	3.84
		公益事業	3.12
		商業・専門サービス	2.71
		耐久消費財・アパレル	2.03
		家庭用品・パーソナル用品	1.28
		エネルギー	1.06
		電気通信サービス	1.02
		食品・飲料・タバコ	0.89
		小計	97.09
投資証券	外国	—	2.16
合計			99.26

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績

基準日:2026年7月31日

ファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移

基準価額	44,215円	純資産総額	102億円



基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
基準価額は、1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期		分配金
第21期	2022年　7月	0円
第22期	2023年　7月	0円
第23期	2024年　7月	0円
第24期	2025年　7月	0円
第25期	2026年　7月	0円
	設定来累計	0円

分配金は1万口当たり課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況（マザーファンドベース）

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入しています）。

組入上位10銘柄

（銘柄数:60銘柄）

	銘柄名	セクター	国	組入比率(%)
1	エヌビディア	情報技術	アメリカ	5.8
2	アルファベット	コミュニケーション・サービス	アメリカ	5.1
3	アップル	情報技術	アメリカ	4.3
4	台湾セミコンダクター	情報技術	台湾	3.4
5	VISA	金融	アメリカ	3.0
6	ロックウェル・オートメーション	資本財・サービス	アメリカ	2.6
7	ブロードコム	情報技術	アメリカ	2.6
8	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	金融	アメリカ	2.3
9	エマソン・エレクトリック	資本財・サービス	アメリカ	2.2
10	ウェルタワー	不動産	アメリカ	2.2
			組入上位10銘柄計	33.3

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

セクター別配分

セクター	組入比率(%)	セクター	組入比率(%)
情報技術	31.7	生活必需品	2.2
資本財・サービス	18.4	不動産	2.2
金融	17.2	素材	2.1
ヘルスケア	13.2	一般消費財・サービス	2.0
コミュニケーション・サービス	6.1	エネルギー	1.1
公益事業	3.1	現金等	0.7
		合　計	100.0

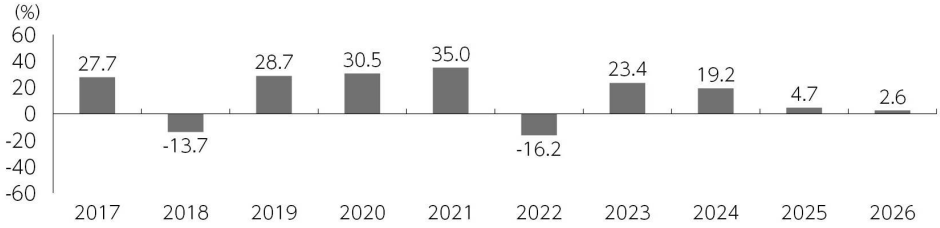
セクター別配分は、MSCI/S&PのGlobal Industry Classification Standard（GICS）の分類で区分しています。

国別配分

国	組入比率(%)	国	組入比率(%)
アメリカ	57.6	オランダ	2.8
日本	7.2	ドイツ	2.1
スイス	5.1	香港	2.0
イギリス	3.9	フランス	2.0
イタリア	3.7	その他の国	9.6
台湾	3.4	現金等	0.7
		合　計	100.0

国別配分は、発行体の国籍や事業基盤等を考慮して区分しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2026年は基準日までの収益率を表示しています。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(2025年7月23日～2026年7月21日)における当ファンドの総経費率とその内訳は以下のとおりです。

ファンド名称	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
アライアンス・バーンスタイン・ グローバル・グロース・オポチュニティーズ (年金つみたて向け)	1.66%	1.60%	0.06%

※総経費率は、対象期間中のファンドの運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率換算)です。
※詳細は、対象期間中の運用報告書(全体版)をご参照ください。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みの受付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得の申込みの受付けを行いません。

原則、取得の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 取扱いコース

収益分配金の受取方法により、２つのコースがあります。

「分配金受取りコース」収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「分配金再投資（累積投資）コース」収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

分配金再投資（累積投資）コースをお申込みの場合、当ファンドに係る累積投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

※取扱うコースや累積投資約款の名称は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、分配金再投資（累積投資）コースの収益分配金は、原則決算日の基準価額で再投資されます。

(4) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

なお、確定拠出年金法に基づく運用または変額年金保険の特別勘定での運用としてのお申込みの場合は、１円以上１円単位となります。

（販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(5) 申込手数料

ありません。

(6) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：　03-5962-9687　（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：　https://www.alliancebernstein.co.jp

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求の受付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、一部解約の実行の請求の受付けを行いません。

原則、換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。その時間を過ぎての受付けは翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 換金価額

一部解約の実行の請求を受付けた日（以下「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

(3) 換金単位

原則として、１口単位です。

（販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(4) 換金手数料

ありません。

(5) 換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として６営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することがあります。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：　03-5962-9687　（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス：　https://www.alliancebernstein.co.jp

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、１万口当たりの価額で表示します。

② 基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「つみＧＧＯ」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687 （受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス： https://www.alliancebernstein.co.jp

③ 主な資産の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	原則として、計算日の金融商品取引所の終値で評価します
外国株式	原則として、計算日前日の外国の金融商品取引所の終値で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（2）【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、下記「(5)その他 ①ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年７月21日から翌年７月20日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

（5）【その他】

① ファンドの償還条件等

ａ．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。

（イ）委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

（ロ）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「②信託約款の変更ｄ．」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

（ハ）受託会社がその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

ｂ．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（イ）信託元本が10億円を下回ったとき。

（ロ）委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

ｃ．信託終了の手続き

(イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記ｂ．の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下回らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 上記(ハ)および(ニ)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が１ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．上記ｂ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下回らないものとします。

ｄ．上記ｃ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「①ファンドの償還条件等　ｃ．信託終了の手続き」または「②信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

④ 関係法人との契約の更改等

ａ．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

b．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

（イ）契約の有効期間は、契約締結の日から１年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は１年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

（ロ）委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

（ハ）いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

⑤　運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて提供等を行います。

運用報告書(全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には提供等を行います。

ホームページアドレス：　https://www.alliancebernstein.co.jp

⑥　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.alliancebernstein.co.jp）に掲載します。

⑧　信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

①　受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

②　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に帰属します。

③　受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

分配金再投資（累積投資）コースの収益分配金は、原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して５営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、販売会社において受益者に支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

① 受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して１口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとします。ただし、受益者は、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たるときは、一部解約の実行の請求をすることはできません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として６営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期（2025年7月23日から2026年7月21日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２６年９月２８日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 宮田　八郎

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）の２０２５年７月２３日から２０２６年７月２１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）の２０２６年７月２１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 （2025年 7月22日現在）	第25期 （2026年 7月21日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,172,752	6,331,486
親投資信託受益証券	10,129,018,079	10,377,610,916
未収入金	86,530,000	80,330,000
未収利息	78	147
流動資産合計	10,223,720,909	10,464,272,549
資産合計	10,223,720,909	10,464,272,549
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,537,422	1,772,004
未払受託者報酬	2,560,625	2,748,213
未払委託者報酬	71,697,465	76,949,857
その他未払費用	110,000	110,000
流動負債合計	89,905,512	81,580,074
負債合計	89,905,512	81,580,074
純資産の部		
元本等		
元本	2,490,477,872	2,317,128,035
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,643,337,525	8,065,564,440
（分配準備積立金）	3,869,546,814	4,277,856,636
元本等合計	10,133,815,397	10,382,692,475
純資産合計	10,133,815,397	10,382,692,475
負債純資産合計	10,223,720,909	10,464,272,549

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 （自　2024年 7月23日 至　2025年 7月22日）	第25期 （自　2025年 7月23日 至　2026年 7月21日）
営業収益		
受取利息	21,060	38,608
有価証券売買等損益	108,420,623	1,152,686,236
営業収益合計	108,441,683	1,152,724,844
営業費用		
受託者報酬	5,332,468	5,600,422
委託者報酬	149,309,020	156,811,571
その他費用	220,000	220,000
営業費用合計	154,861,488	162,631,993
営業利益又は営業損失（△）	△46,419,805	990,092,851
経常利益又は経常損失（△）	△46,419,805	990,092,851
当期純利益又は当期純損失（△）	△46,419,805	990,092,851
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△53,147,379	66,508,729
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,732,420,274	7,643,337,525
剰余金増加額又は欠損金減少額	793,903,733	551,551,872
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	793,903,733	551,551,872
剰余金減少額又は欠損金増加額	889,714,056	1,052,909,079
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	889,714,056	1,052,909,079
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,643,337,525	8,065,564,440

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第25期 （自 2025年 7月23日 至 2026年 7月21日）
１．運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他	当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2025年7月23日から2026年7月21日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第24期 （自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日）	第25期 （自 2025年 7月23日 至 2026年 7月21日）
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第24期 （2025年 7月22日現在）	第25期 （2026年 7月21日現在）
１．計算期間の末日における受益権の総数 2,490,477,872口	１．計算期間の末日における受益権の総数 2,317,128,035口
２．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 4.0690円 （10,000口当たり純資産額 40,690円）	２．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 4.4808円 （10,000口当たり純資産額 44,808円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第24期 （自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日）	第25期 （自 2025年 7月23日 至 2026年 7月21日）
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円
２．分配金の計算過程 該当事項はありません。	２．分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第24期 （自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日）	第25期 （自 2025年 7月23日 至 2026年 7月21日）
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	（１）金融商品に対する取組方針 同左
（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 同左
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第24期 （2025年 7月22日現在）	第25期 （2026年 7月21日現在）
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 同左 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 （自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日）	第25期 （自 2025年 7月23日 至 2026年 7月21日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第25期 （自 2025年 7月23日 至 2026年 7月21日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第24期 （2025年 7月22日現在）		第25期 （2026年 7月21日現在）	
期首元本額	2,503,507,182円	期首元本額	2,490,477,872円
期中追加設定元本額	275,747,397円	期中追加設定元本額	169,269,382円
期中一部解約元本額	288,776,707円	期中一部解約元本額	342,619,219円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第24期 （2025年 7月22日現在）	第25期 （2026年 7月21日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	138,943,206	1,085,349,384
合計	138,943,206	1,085,349,384

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式 （2026年 7月21日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券 （2026年 7月21日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド	1,334,500,658	10,377,610,916	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	1,334,500,658	10,377,610,916 100.0%	
合計				10,377,610,916	

(注１)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

１．「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	（2026年 7月21日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	928,301,940
コール・ローン	42,690,273
株式	24,596,348,216
投資証券	593,399,243
未収入金	493,106,764
未収配当金	4,410,447
未収利息	994
流動資産合計	26,658,257,877
資産合計	26,658,257,877
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	130,610
未払解約金	297,351,467
流動負債合計	297,482,077
負債合計	297,482,077
純資産の部	
元本等	
元本	3,389,851,565
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,970,924,235
元本等合計	26,360,775,800
純資産合計	26,360,775,800
負債純資産合計	26,658,257,877

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 2025年 7月23日 至 2026年 7月21日）
1．運用資産の評価基準及び評価方法	（1）株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 （3）外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	（1）受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （2）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 （3）為替差損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（自 2025年 7月23日 至 2026年 7月21日）
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（その他の注記）

（2026年 7月21日現在）	
１．　元本の移動	
期首	2025年 7月23日
期首元本額	4,128,547,279円
2025年7月23日より2026年7月21日までの期中追加設定元本額	104,412,025円
2025年7月23日より2026年7月21日までの期中一部解約元本額	843,107,739円
期末元本額	3,389,851,565円
期末元本額の内訳＊	
適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ－１	28,283,485円
適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ－２	40,855,529円
適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ－３	424,996,106円
適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド（５０％ヘッジ）	311,606,489円
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（予想分配金提示型）	70,993,266円
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年２回決算型）	1,178,616,032円
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）	1,334,500,658円
２．　2026年7月21日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7.7764円
（10,000口当たり純資産額）	（77,764円）

（注１）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第１．有価証券明細表

（１）株式　（2026年 7月21日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日産化学	37,200	7,914.00	294,400,800	
	住友電気工業	97,600	2,336.50	228,042,400	
	ダイフク	67,400	6,366.00	429,068,400	
	日立製作所	89,100	4,792.00	426,967,200	
	アドバンテスト	9,000	29,630.00	266,670,000	
小計	銘柄数：5 組入時価比率：6.2%			1,645,148,800 6.7%	
米ドル	CAMECO CORP	19,557	84.85	1,659,411.45	
	CARPENTER TECHNOLOGY	2,790	555.13	1,548,812.70	
	CUMMINS INC	4,920	639.43	3,145,995.60	
	EMERSON ELECTRIC CO	24,192	136.58	3,304,143.36	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	8,925	458.71	4,093,986.75	
	VERALTO CORP	25,447	93.15	2,370,388.05	
	WASTE MANAGEMENT INC	12,943	239.05	3,094,024.15	
	SHARKNINJA INC	20,200	152.83	3,087,166.00	
	ALPHABET INC-CL A	23,296	351.99	8,199,959.04	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	28,480	85.00	2,420,800.00	
	MCKESSON CORP	2,200	831.46	1,829,212.00	
	JOHNSON & JOHNSON	10,970	248.82	2,729,555.40	
	MERCK & CO. INC.	25,764	124.40	3,205,041.60	
	FIFTH THIRD BANCORP	45,885	57.40	2,633,799.00	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	20,970	156.93	3,290,822.10	
	VISA INC-CLASS A SHARES	12,233	360.57	4,410,852.81	
	ALLSTATE CORP	5,770	253.73	1,464,022.10	
	CADENCE DESIGN SYS INC	6,365	329.93	2,100,004.45	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	11,158	198.49	2,214,751.42	
	MICROSOFT CORP	4,863	402.29	1,956,336.27	
	APPLE INC	20,707	326.59	6,762,699.13	
	CALIX INC	37,200	38.35	1,426,620.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FLEX LTD	16,210	119.91	1,943,741.10	
	TE CONNECTIVITY PLC	10,325	203.14	2,097,420.50	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE-ADR	444,265	5.75	2,554,523.75	
	NEXTERA ENERGY INC	39,281	88.00	3,456,728.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES	3,840	503.57	1,933,708.80	
	BROADCOM INC	10,796	378.16	4,082,615.36	
	KLA CORPORATION	6,880	207.60	1,428,288.00	
	NVIDIA CORP	45,670	203.28	9,283,797.60	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	12,350	267.18	3,299,673.00	
	QNITY ELECTRONICS INC	13,550	134.58	1,823,559.00	
小計	銘柄数：32			98,852,458.49	
				(16,068,467,127)	
	組入時価比率：61.0%			65.3%	
ユーロ	METSO CORP	103,450	14.92	1,543,474.00	
	PRYSMIAN SPA	11,735	125.00	1,466,875.00	
	SIEMENS ENERGY AG	7,770	152.64	1,186,012.80	
	HENKEL AG & CO KGAA-PREF	18,890	74.56	1,408,438.40	
	SANOFI SA	28,590	76.91	2,198,856.90	
	BPER BANCA SPA	103,830	13.64	1,416,241.20	
	ERSTE GROUP BANK AG	14,453	112.60	1,627,407.80	
	INTESA SANPAOLO	353,660	6.34	2,242,558.06	
	ASML HOLDING NV	910	1,520.80	1,383,928.00	
小計	銘柄数：9			14,473,792.16	
				(2,685,612,135)	
	組入時価比率：10.2%			10.9%	
英ポンド	ASTRAZENECA PLC	15,960	123.80	1,975,848.00	
	NATWEST GROUP PLC	209,821	6.65	1,396,148.93	
	PRUDENTIAL PLC	107,830	10.49	1,131,136.70	
小計	銘柄数：3			4,503,133.63	
				(983,574,447)	
	組入時価比率：3.7%			4.0%	
スイスフラン	GALDERMA GROUP AG	17,210	172.95	2,976,469.50	
小計	銘柄数：1			2,976,469.50	
				(597,079,781)	
	組入時価比率：2.3%			2.4%	
スウェーデンクローナ	SANDVIK AB	37,670	335.50	12,638,285.00	
小計	銘柄数：1			12,638,285.00	
				(212,070,422)	
	組入時価比率：0.8%			0.9%	
香港ドル	AIA GROUP LTD	315,700	75.75	23,914,275.00	
小計	銘柄数：1			23,914,275.00	
				(495,742,920)	
	組入時価比率：1.9%			2.0%	
韓国ウォン	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	11,472	244,000.00	2,799,168,000.00	
小計	銘柄数：1			2,799,168,000.00	
				(307,569,780)	
	組入時価比率：1.2%			1.3%	
新台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	91,890	2,320.00	213,184,800.00	
小計	銘柄数：1			213,184,800.00	
				(1,073,875,793)	
	組入時価比率：4.1%			4.4%	
インドルピー	APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	19,552	8,910.10	174,210,275.20	
小計	銘柄数：1			174,210,275.20	
				(296,157,467)	
	組入時価比率：1.1%			1.2%	
オフショア中国元	SIEYUAN ELECTRIC CO LTD-A	63,500	151.50	9,620,250.00	
小計	銘柄数：1			9,620,250.00	
				(231,049,544)	
	組入時価比率：0.9%			0.9%	
合　計				24,596,348,216	
				(22,951,199,416)	

(注１)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
(注２)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
(注３)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（２）株式以外の有価証券　(2026年 7月21日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	WELLTOWER INC	14,910	3,650,564.40	
	小計	銘柄数：1	14,910	3,650,564.40	
				(593,399,243)	
		組入時価比率：2.3%		100.0%	
合計				593,399,243	
				(593,399,243)	

(注１)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
(注２)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
(注３)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(2026年 7月21日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	282,546,000	－	282,676,610	△130,610
	米ドル	282,546,000	－	282,676,610	△130,610
合計		282,546,000	－	282,676,610	△130,610

(注１)時価の算定方法
為替予約取引
1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
(注２)デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
(注３)上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）

2026年 7月31日現在

Ⅰ　資産総額	10,276,242,759円
Ⅱ　負債総額	8,125,173円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,268,117,586円
Ⅳ　発行済口数	2,322,331,656口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.4215円

（参考）

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

2026年 7月31日現在

Ⅰ　資産総額	26,425,515,614円
Ⅱ　負債総額	403,226,530円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	26,022,289,084円
Ⅳ　発行済口数	3,389,772,972口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7.6767円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2026年７月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

最近５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

委託会社は最低３名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低１名を選任します。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

②　投資決定のプロセス

ａ．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

ｂ．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記ａ．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限の一部は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

ｃ．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款、法令、コンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務（非上場有価証券特例仲介等業務）および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年７月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	70本	6,165,374百万円
追加型公社債投資信託	－	－
単位型株式投資信託	4本	72,207百万円
単位型公社債投資信託	－	－
合計	74本	6,237,582百万円

※純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

1．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第282条及び第306条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

3．　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（自2025年1月1日　至2025年12月31日）の財務諸表、および第31期事業年度に係る中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年3月13日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　直　毅

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
　当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

期別 科目	注記番号	第29期 （2024年12月31日現在） 金額	第30期 （2025年12月31日現在） 金額
（資産の部）		千円	千円
Ⅰ 流動資産			
預金		6,994,550	6,899,403
有価証券		2,154,660	－
前払費用		103,059	58,445
未収入金		146,802	128,534
未収委託者報酬		4,549,809	4,942,229
未収運用受託報酬		633,299	524,365
流動資産合計		14,582,179	12,552,976
Ⅱ 固定資産			
有形固定資産			
建物	*2	347,853	243,483
器具備品	*2	111,047	190,429
有形固定資産合計		458,900	433,912
無形固定資産			
ソフトウェア		－	－
電話加入権		2,204	2,204
無形固定資産合計		2,204	2,204
投資その他の資産			
長期差入保証金		125,011	107,612
長期前払費用		7,347	5,143
繰延税金資産		498,399	707,769
投資その他の資産合計		630,757	820,524
固定資産合計		1,091,861	1,256,640
資産合計		15,674,040	13,809,616
（負債の部）			
Ⅰ 流動負債			
預り金		42,502	37,682
未払金			
未払手数料		2,125,315	2,293,531
未払委託計算費		45,413	10,254
その他未払金	*1	4,747,249	4,790,809
未払費用		190,718	271,982
未払賞与		860,336	785,247
未払法人税等		208,334	347,459
流動負債合計		8,219,867	8,536,964
Ⅱ 固定負債			
退職給付引当金		494,353	512,886
関係会社長期借入金		2,121,660	－
固定負債合計		2,616,013	512,886
負債合計		10,835,880	9,049,850
（純資産の部）			
Ⅰ 株主資本			
資本金		1,630,000	1,630,000
資本剰余金			
資本準備金		1,500,000	1,500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,273,787	1,629,766
利益剰余金合計		1,273,787	1,629,766
株主資本合計		4,403,787	4,759,766
Ⅱ 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		434,373	－
評価・換算差額等合計		434,373	－
純資産合計		4,838,160	4,759,766
負債・純資産合計		15,674,040	13,809,616

（２）【損益計算書】

期別 科目	注記番号	第29期 （自2024年1月 1日 至2024年12月31日） 金額	第30期 （自2025年1月 1日 至2025年12月31日） 金額
		千円	千円
Ⅰ 営業収益			
委託者報酬		72,518,351	85,692,564
運用受託報酬		1,126,230	882,930
販売代行報酬		322,415	324,684
その他営業収益	*1	△31,031,861	△37,568,019
営業収益計		42,935,135	49,332,159
Ⅱ 営業経費			
支払手数料		35,700,498	42,056,690
広告宣伝費		146,871	126,591
調査費			
調査費		77,971	95,736
図書費		2,187	1,536
委託計算費		827,594	801,809
営業雑経費			
通信費		51,857	58,746
印刷費		39,999	37,861
協会費		23,564	33,236
諸会費		6,089	6,140
営業経費計		36,876,630	43,218,345
Ⅲ 一般管理費			
給料			
役員報酬		147,320	159,536
給料・手当		1,591,989	1,627,752
賞与		831,874	711,809
交際費		5,636	6,750
旅費交通費		59,102	48,299
租税公課		80,042	89,547
不動産賃借料		289,522	306,410
退職給付費用		147,988	201,898
固定資産減価償却費		164,603	180,562
関係会社付替費用		1,026,440	1,141,342
諸経費		582,502	643,558
一般管理費計		4,927,018	5,117,463
営業利益		1,131,487	996,351
Ⅳ 営業外収益			
受取利息		111,305	76,895
為替差益		－	644,586
その他営業外収益		389	1,020
営業外収益計		111,694	722,501
Ⅴ 営業外費用			
支払利息	*1	83,047	77,863
為替差損		176,497	15,793
営業外費用計		259,544	93,655
経常利益		983,637	1,625,196
Ⅵ 特別利益			
投資有価証券売却益		97	－
Ⅶ 特別損失			
固定資産除却損		－	3,559
税引前当期純利益		983,734	1,621,637
法人税、住民税及び事業税		391,674	504,150
法人税等調整額		△51,478	△17,665
法人税等計		340,196	486,485
当期純利益		643,538	1,135,152

（３）【株主資本等変動計算書】

第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,630,000	1,500,000	1,321,662	1,321,662	4,451,662	291,592	4,743,254
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 691,413	△ 691,413	△ 691,413	－	△ 691,413
当期純利益	－	－	643,538	643,538	643,538	－	643,538
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	142,781	142,781
当期変動額合計	－	－	△ 47,875	△ 47,875	△ 47,875	142,781	94,906
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,273,787	1,273,787	4,403,787	434,373	4,838,160

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,630,000	1,500,000	1,273,787	1,273,787	4,403,787	434,373	4,838,160
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 779,173	△ 779,173	△ 779,173	－	△ 779,173
当期純利益	－	－	1,135,152	1,135,152	1,135,152	－	1,135,152
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	△ 434,373	△ 434,373
当期変動額合計	－	－	355,979	355,979	355,979	△ 434,373	△ 78,394
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,629,766	1,629,766	4,759,766	－	4,759,766

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	２～10年
器具備品	３～10年

（２）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（１） 委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２） 運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧問口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３） 成功報酬

当社が顧問口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

（４） その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

５．未適用の会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会） 等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。
借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第29期 （2024年12月31日 現在）	第30期 （2025年12月31日 現在）
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 その他未払金 3,132,378千円	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 その他未払金 3,412,565千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 754,943千円 器具備品 347,496千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 765,284千円 器具備品 362,184千円

（損益計算書関係）

第29期 （自2024年1月 1日 至2024年12月31日）	第30期 （自2025年1月 1日 至2025年12月31日）
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。 その他営業収益 △31,031,861千円 関係会社付替費用 1,026,440千円 支払利息 83,047千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外グループ子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。支払利息は関係会社長期借入金に係る利息であります。 その他営業収益 △37,568,019千円 関係会社付替費用 1,141,342千円 支払利息 77,863千円

（株主資本等変動計算書関係）

第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	32,600	－	－	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月24日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 691,413千円
1株当たりの配当額 21,209円
基準日 2023年12月31日
効力発生日 2024年 6月28日

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	32,600	－	－	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2025年6月24日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 779,173千円
1株当たりの配当額 23,901円
基準日 2024年12月31日
効力発生日 2025年 6月26日

（リース取引関係）

第29期 （自2024年1月 1日 至2024年12月31日）		第30期 （自2025年1月 1日 至2025年12月31日）	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	226,714千円	1年内	226,714千円
1年超	579,377千円	1年超	352,663千円
合計	806,091千円	合計	579,377千円

（金融商品関係）

第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第29期（2024年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	2,121,660	2,038,559	−83,101
負債計	2,121,660	2,038,559	−83,101

（注）（1）預金、有価証券、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。

（2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル１ （千円）	レベル2 （千円）	レベル3 （千円）	合計 （千円）
関係会社長期借入金	－	2,038,559	－	2,038,559
負債計	－	2,038,559	－	2,038,559

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（注2）長期借入金の返済予定額　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	－	－	－	2,121,660	－	－
合計	－	－	－	2,121,660	－	－

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

(2) 金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、ファイナンス部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額
該当事項はありません。
(注) (1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
(2) 長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

（有価証券関係）
第29期（2024年12月31日現在）

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

(注) 有価証券のうち2,154,660千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	－	－	－
(2)債券			
①国債・地方債等	－	－	－
②社債	－	－	－
③その他	－	－	－
(3)その他	2,081	97	－
合計	2,081	97	－

第30期（2025年12月31日現在）

1. その他有価証券

期末時点で貸借対照表に時価で計上している有価証券の該当はありません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	－	－	－
(2)債券			
①国債・地方債等	－	－	－
②社債	－	－	－
③その他	－	－	－
(3)その他	2,473,653	614,464	－
合計	2,473,653	614,464	－

（退職給付関係）

第29期 （自 2024年1月 1日 至 2024年12月31日）	第30期 （自 2025年1月 1日 至 2025年12月31日）
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 493,753 千円 退職給付費用 81,875 千円 退職給付の支払額 81,275 千円 期末における退職給付引当金 494,353 千円	2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 494,353 千円 退職給付費用 81,359 千円 退職給付の支払額 62,825 千円 期末における退職給付引当金 512,887 千円
(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 － 年金資産 － － 非積立型制度の退職給付債務 494,353 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 494,353 千円 退職給付引当金 494,353 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 494,353 千円	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 － 年金資産 － － 非積立型制度の退職給付債務 512,887 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 512,887 千円 退職給付引当金 512,887 千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 512,887 千円
(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 81,875 千円	(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 81,359 千円
3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。	3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,215千円でありました。

（税効果会計関係）

第29期 （2024年12月31日現在）	第30期 （2025年12月31日現在）
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産　千円	繰延税金資産　千円
未払事業税否認　8,915	未払事業税否認　11,360
未払費用否認　58,830	未払費用否認　83,712
親会社持分報酬制度負担額　51,232	親会社持分報酬制度負担額　47,183
賞与引当金損金算入限度超過額　238,884	賞与引当金損金算入限度超過額　213,877
貯蔵品　1,234	貯蔵品　1,605
減価償却超過額　181,609	減価償却超過額　191,085
退職給付引当金損金算入限度超過額　149,405	退職給付引当金損金算入限度超過額　161,237
原状回復費用否認　50,933	原状回復費用否認　60,098
長期繰延資産（移転支援金）　－	長期繰延資産（移転支援金）　－
その他　△191,710	その他　△2,290
繰延税金資産小計　549,332	繰延税金資産小計　767,867
将来減算一時差異における評価性引当額　△50,933	将来減算一時差異における評価性引当額　△60,098
繰延税金資産計　498,399	繰延税金資産計　707,769
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率　30.6 %	法定実効税率　30.6 %
（調整）	（調整）
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目　2.8	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目　1.8
賃上げ促進税制税額控除　－	賃上げ促進税制税額控除　△2.7
評価性引当額取崩し　0.8	評価性引当額　0.6
その他　0.4	その他　△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率　34.6 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率　30.0 %

（資産除去債務関係）

第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	72,518,351
運用受託報酬	1,126,230
販売代行報酬	322,415
その他営業収益	△ 31,031,861
合計	42,935,135

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	85,692,564
運用受託報酬	882,930
販売代行報酬	324,684
その他営業収益	△37,568,019
合計	49,332,159

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（関連当事者情報）
第29期　（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1.　関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市	5,049,135千米ドル	投資顧問業	（被所有）間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△31,131,136	未払金	3,132,378
							諸経費の支払	1,026,440		

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市	191,484千米ドル	持株会社	（被所有）直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	－	関係会社長期借入金	2,121,660
							支払利息	83,047	その他未払金	23,985

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第30期　（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市	4,965,672千米ドル	投資顧問業	（被所有）間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△37,591,078	未払金	3,412,565
							諸経費の支払	1,141,342		

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市	191,484千米ドル	持株会社	（被所有）直接100.0	資金の提供	長期借入金の返済	2,121,660	関係会社長期借入金	－
							支払利息	77,863	その他未払金	－

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（セグメント情報等）
［セグメント情報］
当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
第29期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	販売代行手数料報酬	その他営業収益	合計
外部顧問への売上高	72,518,351	1,126,230	322,415	△31,031,861	42,935,135

2.　地域ごとの情報

(1)売上高　（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
73,743,856	△31,126,478	317,757	42,935,135

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報
外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△31,126,478千円となります。

第30期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	販売代行手数料報酬	その他営業収益	合計
外部顧問への売上高	85,692,564	882,930	324,684	△37,568,019	49,332,159

2.　地域ごとの情報

(1)売上高　（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
86,602,707	△37,591,078	320,530	49,332,159

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報
外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△37,591,078千円となります。

（1株当たり情報）

項　目	第29期 （自2024年1月 1日 至2024年12月31日）	第30期 （自2025年1月 1日 至2025年12月31日）
1株当たり純資産額	148,409 円 82 銭	146,005 円 08 銭
1株当たり当期純利益	19,740 円 42 銭	34,820 円 60 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項　目	第29期 （自2024年1月 1日 至2024年12月31日）	第30期 （自2025年1月 1日 至2025年12月31日）
当期純利益（千円）	643,538	1,135,152
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	643,538	1,135,152
期中平均株式数（株）	32,600	32,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2026年9月18日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　直　毅

中間監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

		第 31 期中間会計期間 2026年 6月 30日現在 （単位：千円）
資産の部		
流動資産		
預金		5,305,293
未収入金		202,789
未収委託者報酬		4,217,124
未収運用受託報酬		233,400
その他		44,200
流動資産合計		10,002,806
固定資産		
有形固定資産		
建物	※２	191,297
器具備品	※２	162,416
無形固定資産		2,204
投資その他の資産		
投資有価証券		421,342
長期差入保証金		94,301
繰延税金資産		497,662
その他		4,041
固定資産合計		1,373,263
資産合計		**11,376,069**
負債の部		
流動負債		
預り金		31,128
未払金		
未払手数料		2,023,364
その他未払金		3,184,430
未払消費税等	※1	689,067
未払費用		243,912
未払法人税等		64,380
賞与引当金		363,552
流動負債合計		6,599,833
固定負債		
退職給付引当金		529,382
固定負債合計		529,382
負債合計		**7,129,215**
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,630,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金合計		1,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,088,911
利益剰余金合計		1,088,911
株主資本合計		4,218,911
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		27,943
評価・換算差額等合計		27,943
純資産合計		**4,246,854**
負債・純資産合計		**11,376,069**

（２）中間損益計算書

		第 31 期中間会計期間 自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月 30日
		（単位：千円）
営業収益		
委託者報酬		41,829,717
運用受託報酬		494,034
その他営業収益	※1	△18,191,830
営業収益合計		24,131,921
営業費用		
支払手数料		20,504,295
その他		423,946
営業費用合計		20,928,241
一般管理費	※２	2,619,706
営業利益		**583,974**
営業外収益	※３	4,075
営業外費用	※４	19,170
経常利益		568,879
税引前中間純利益		**568,879**
法人税、住民税及び事業税		48,937
法人税等調整額		206,709
中間純利益		**313,233**

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

中間決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	２～10年
器具備品	３～10年

（２）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（２）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（１） 委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる委託者報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２） 運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づき顧客口座のNAV等に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３） 成功報酬

当社が顧客口座の運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

（４） その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

５．未適用の会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会） 等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

６．その他中間財務諸表作成のための重要な事項

（１） 外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

（中間貸借対照表関係）

※１　仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

※２　第31期中間会計期間末（2026年6月30日現在）の有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりで ります。

建物	817,469千円
器具備品	395,018千円

（中間損益計算書関係）

※１　その他営業収益のうち、△18,419,910千円につきましては、当社の親会社および海外グループ会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。

※２　第31期中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）の有形固定資産の減価償却実施額は、96,446千円であります。

※３　営業外収益のうち主要なものは、配当金 3,755千円となります。

※４　営業外費用につきましては、為替差損 19,170千円となります。

（リース取引関係）

第31期中間会計期間末（2026年6月30日現在）
オペレーティング・リース取引（借主側）のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、以下のとおりであります。

１年内	264,497千円
１年超	220,415千円
合計	484,912千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

第31期中間会計期間末（2026年6月30日現在）の、中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	421,342	421,342	－
資産計	421,342	421,342	－

（注）（1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、記載を省略しております。
（2）長期差入保証金のうち、金融資産である将来返還が見込まれる金額については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類して　おります。

（１）　時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル１（千円）	レベル2（千円）	レベル3（千円）	合計（千円）
投資有価証券	－	421,342	－	421,342
資産計	－	421,342	－	421,342

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：当社が保有している投資信託受益証券は、基準価額で評価しており、市場での取引頻度が高いとは言えず、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（２）　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当ありません。

（有価証券関係）

第31期中間会計期間末（2026年6月30日現在）

中間貸借対照表計上額が、取得原価を超える投資有価証券は、以下のとおりであります。

中間貸借対照表計上額	421,342千円
取得原価	390,000千円
差額	31,342千円

（資産除去債務関係）

第31期中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

第31期中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

委託者報酬	41,829,717
運用受託報酬	494,034
販売代行報酬	182,791
その他営業収益	△18,374,621
合計	24,131,921

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第31期中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）

１．セグメント情報

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとに分類した売上は、以下のとおりであります。

委託者報酬	41,829,717千円
運用受託報酬	494,034千円
販売代行報酬	182,791千円
その他営業収益	△18,374,621千円
合計	24,131,921千円

（２）地域ごとの情報

①営業収益

顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類した売上は、以下のとおりであります。

日本	42,323,751千円
米国	△18,374,621千円
その他	182,791千円
合計	24,131,921千円

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書に計上された営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）であり、当該顧客に対する営業収益は△18,374,621千円であります。

（1株当たり情報）

第31期中間会計期間（自2026年1月1日　至2026年6月30日）

１株当たり純資産額	130,271円62銭
１株当たり中間純利益	9,608円38銭

（注）１．　潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

２．　１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	313,233千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益	313,233千円
期中平均株式数	32,600株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

アライアンス・バーンスタイン・
グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金つみたて向け）

信　託　約　款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運 用 の 基 本 方 針

信託約款第18条に規定する「別に定める運用の基本方針」は、次のとおりとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用態度

① 主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド受益証券に投資します。

② 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。

③ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑤ 信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑦ 信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそ

れぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）に係る行使可能株式数、新株引受権証券の引受権行使可能株式数および新株予約権証券の予約権行使可能株式数等の範囲内での売付け（買戻しによる決済も可能。）に限り行うことができます。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合は、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの実質合計額が純資産総額の15%以内とします。

⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑨ デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑪ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図については、信託約款第23条から第25条に定める範囲内で行います。

⑫ 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．分配方針

(1)　毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わない場合もあります。

(2)　留保益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ
（年金つみたて向け）
信　　託　　約　　款

第1条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

第2条（信託事務の委託）

受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

第3条（信託の目的および金額）

委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金10,000,000円を信託し、受託者はこれを引受けます。

第4条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第5条（信託の期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

第6条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

第7条（当初の受益者）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込

者に帰属します。

第8条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第3条の規定による受益権については、これを10,000,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第9条（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第28条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第10条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第11条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下、同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業

を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下、同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

第12条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第13条（受益権の申込単位および価額）

委託者の指定する販売会社は、取得申込者に対し、第8条の規定により分割される受益権を委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日（以下、「ニューヨークの休日」といいます。）には、取得の申込みを受付けないものとします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と累積投資契約（アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ（年金向け）に係る累積投資約款またはその他の約款にしたがって行う契約（以下、「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。この場合の受益権の価額は、原則として第37条第1項に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

③　前各項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④　第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。）に、当該基準価額に3.0%（上限とします。）を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下、「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下、本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下、本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下、本項において同じ。）をもって当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下、本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については取得申込日の翌営業日の基準価額とします。なお、委託者の指定する販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑥　委託者の指定する販売会社（委託者の指定する販売会社との契約により当該受益権の募集もしくは売出しの取扱いを行う販売会社を含みます。以下、本項において同じ。）は、その裁量により第4項に定める料率を減額し、またはこれを放棄することができます。また、委託者の指定する販売会社は、その裁量により、第1項に定める受益証券の取得申込み単位を変更すること、および第5項の規定を適用しないことができます。

第13条の2（受益権の譲渡に係る記載または記録）

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設

したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第14条（受益権の譲渡の対抗要件）

受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。）
 (1)　有価証券
 (2)　デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
 (3)　金銭債権
 (4)　約束手形

第16条（運用の指図範囲等）

委託者（第17条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第18条から第26条まで、第28条、第28条の2、第33条および第35条について同じ。）は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第84条により証券投資信託とみなされた信託。以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
18. 第 1 号の証券または証書、第 8 号ならびに第 12 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものおよび第 10 号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 8 号ならびに第 12 号の証券または証書のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 9 号の証券および第 10 号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　前項において、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下、同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦　前項において、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

第17条（運用指図の権限の委託）

委託者は、運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用に関する権限を除きます。）を次の者に委託します。ただし、委託者が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アメリカ合衆国、テネシー州、ナッシュビル市

②　前項の規定により、その委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途合意されるところにしたがい、当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

第18条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第19条（投資する株式等の範囲）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、内外の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下、同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、内外の証券取引

所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

第20条（投資する公社債の範囲）

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下、同じ。）、外国または外国法人が発行する邦貨建公社債およびわが国の法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに株主割当もしくは社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

第21条（同一銘柄の株式等への投資制限）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの

信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

第 22 条（信用取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　委託者が前項の規定により行う信用取引の指図は、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなるときは、これを行うことはできません。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

第 23 条（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下、同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資

産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下、同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下、本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下、同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

第24条（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第25条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の

時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥　前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑧　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第25条の2（デリバティブ取引等に係る投資制限）

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

第 26 条（有価証券貸付けの指図･目的･範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

第 27 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 28 条（外国為替予約の指図）

委託者は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。

第 28 条の 2（信用リスク集中回避のための投資制限）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第 29 条（有価証券の保管）

受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

第 30 条（保管業務の委任）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

第31条（混蔵寄託）

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第32条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第33条（有価証券の売却および再投資の指図）

委託者は、マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

② 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

第34条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金

支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第35条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第36条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第37条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年7月21日から翌年7月20日までとします。ただし、第21計算期間は、2021年8月3日から2022年7月20日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、計算期間の最終日が休日に当たるときは、当該休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

第38条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

第39条（信託事務の諸費用）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁しま

す。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第40条（信託報酬の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の145の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（ただし、計算期間の最初の6カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第41条（収益の分配方式）

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第42条（一部解約の実行の請求）

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下、同じ。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

③ 前2項の規定にかかわらず、ニューヨークの休日においては、一部解約の実行の請求を

受付けないものとします。

第43条（一部解約）

委託者は、前条第1項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約するものとします。なお、前条の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 前項の一部解約の価額は、委託者の指定する販売会社が当該請求を受付けた日（以下、当該請求を受付けた日を「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額とします。

第44条（特別の場合の解約の受付けの中止）

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき（当該信託財産の投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）は、第42条第1項の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

② 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第43条の規定を適用します。

第45条（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については、第37条に規定する計算期間の最終日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下、同じ。）については、第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第43条第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下、同じ。）については、第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第46条（収益分配金、償還金、一部解約金の支払いおよび収益分配金の再投資）

収益分配金は、毎計算期間終了後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払

前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の最終日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。この場合においては、第13条第1項ただし書きの規定は、適用しません。なお、当該売付けを行う受益権の価額は、売付けを行う日の前営業日の基準価額とします。

③ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第47条（償還金の時効）

受益者が、信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第48条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第49条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託元本が10億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

第50条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

第51条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第52条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第53条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第54条（信託約款の変更）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第55条（反対者の買取請求権）

第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第56条（公告）

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.alliancebernstein.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第56条の2（運用状況に係る情報の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

第 57 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第 1 条 第 46 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託の都度、当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の都度、当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 3 条 第 25 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 25 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じ

た額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年11月26日

委託者　　アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社

親　投　資　信　託

アライアンス・バーンスタイン・
グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド

信　託　約　款

アライアンス・バーンスタイン株式会社

運 用 の 基 本 方 針

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

２．運用方法

⑴ 投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 運用態度

① 世界各国の株式の中から成長の可能性が高いと判断される「産業セクター」を選定します。

② 当該「産業セクター」の中からグローバルな視点で調査･分析し、成長性の高いと思われる銘柄に投資するアクティブ運用を行います。

③ 常に3カ国以上の国に分散投資します。

④ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、行いません。ただし、資金動向、市況動向によっては、前記のような運用ができない場合もあります。

⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権付取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑦ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑧ 信用取引の指図は、信託財産が保有する当該銘柄の株式数、転換社債に係る転換可能株式数、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）に係る行使可能株式数、新株引受権証券の引受権行使可能株式数および新株予約権

証券の予約権行使可能株式数等の範囲内での売付け（買戻しによる決済も可能。）に限り行うことができます。

⑶　投資制限

①　株式への投資については、制限を設けません。

②　外貨建資産への投資については、制限を設けません。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④　未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの合計額が純資産総額の15％以内とします。

⑤　同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑥　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

⑦　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑧　投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

⑨　デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩　外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑪　有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図は、信託約款第16条から第18条に規定する範囲で行います。

⑫　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．分配方針

信託財産から生ずる利益は、期中には収益分配を行わず、信託終了時まで信託財産に留保します。留保益については、特に制限を設けず「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

親　投　資　信　託
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド
信　　託　　約　　款

第1条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、アライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

第1条の2（信託事務の委託）

受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

第2条（信託の目的および金額）

委託者は、受益者のために利殖する目的をもって金1億円を信託し、受託者はこれを引受けます。

第3条（信託金の限度額）

委託者は、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第4条（信託の期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項および第2項、第40条、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

第4条の2（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

第5条（受益者）

この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするアライアンス・バーンスタイン株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行としま

す。

第6条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第2条の規定による受益権については、これを1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

第7条（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下、「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額。）から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第8条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第9条（受益証券の発行）

委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

第9条の2（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

⑴　有価証券
⑵　デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
⑶　金銭債権
⑷　約束手形

第10条（運用の指図範囲等）

委託者（第10条の2に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者および当該委託を受けた者が当該委託に係る権限の一部を更に委託する者を含みます。以下、第11条から第19条まで、第21条、第21条の2、第27条および第28条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

18. 第1号の証券または証書、第8号ならびに第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第10号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号ならびに第12号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第10条の2（運用指図の権限の委託）

委託者は、運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用に関する権限を除きます。）を次の者に委託します。ただし、委託者が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アメリカ合衆国、テネシー州、ナッシュビル市

また、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは、当該委託に係る権限の一部を更に次の者に委託することができます。

1. アライアンス・バーンスタイン･リミテッド
 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、ロンドン
2. アライアンス・バーンスタイン･オーストラリア・リミテッド
 オーストラリア連邦、シドニー
3. アライアンス・バーンスタイン･香港・リミテッド
 中華人民共和国、香港特別行政区

なお、当該更に委託を受けた者は、当該委託に係る権限を更に委託することはできない

ものとします。

② 前項の規定により委託を受けた者（当該委託を受けた者が当該委託に係る権限の一部を更に委託する者を含みます。以下、本条において同じ。）が受ける報酬は、委託を受けた者と委託者との間または委託を受けた者の間で別途合意されるところにしたがい、当事者間で支払われるものとし、この信託の信託財産からの直接的な支弁は行いません。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合その他当該委託を受けた者に運用の指図に関する権限を行使させることが適切でないと委託者が判断した場合において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

第11条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第12条（投資する株式等の範囲）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下、同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

第13条（投資する公社債の範囲）

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下、同じ。）、外国または外国法人が発行する邦貨建公社債およびわが国の法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに株主割当もしくは社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

第 14 条（同一銘柄の株式等への投資制限）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

第 15 条（信用取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 委託者が前項の規定により行う信用取引の指図は、売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなるときは、これを行うことはできません。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

第 16 条（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下、同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券

に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下、本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下、同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミア

ム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

第 17 条（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約の指図をするものとします。

④ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 18 条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図･目的･範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少し、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約の指図をするものとします。

④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額が減少し、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約の指図をするものとします。

⑤　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第 18 条の 2（デリバティブ取引等に係る投資制限）

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

第 19 条（有価証券貸付けの指図･目的･範囲）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

第 20 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 21 条（外国為替予約の指図）

委託者は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。

第 21 条の 2（信用リスク集中回避のための投資制限）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

第 22 条（有価証券の保管）

受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

第23条（保管業務の委任）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

第24条（混蔵寄託）

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第25条　削　除

第26条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第27条（有価証券の売却および再投資の指図）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

第 28 条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第 29 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第 30 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年 7 月 21 日から翌年 7 月 20 日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 24 計算期間は、2021 年 8 月 3 日から 2022 年 7 月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

第 31 条（信託財産に関する報告）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

第 32 条（信託事務の諸費用）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第 33 条（信託報酬）

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

第 34 条（利益の留保）

信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行い

ません。

第35条（追加信託金および一部解約金の計理処理）

追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

第36条（一部解約）

委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 一部解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

第37条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合および第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

第38条（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下、同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第39条（償還金の支払いの時期）

委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

第40条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

第41条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第42条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第43条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第44条（信託約款の変更）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した

ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第44条の2（反対者の買取請求権）

第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第44条の3（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

第44条の4（運用状況に係る情報）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

第45条（公告）

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.alliancebernstein.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第46条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　則

第1条　第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成10年7月31日

委託者　　アライアンス・バーンスタイン株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社